明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○金融商品取引法等の一部を改正する法律（七九）　三
○情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（八〇）　四
〔政　令〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三五）　三七
○戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三三六）
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三三八）
○不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三七）
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三三九）　三八
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（三四〇）
〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一七一七）　三九
○生産業者及び輸入業者の名称の変更に係る届出があった件（同一七一八）　四二
○肥料の登録が失効した件（同一七一九）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（同一七二〇）　四三
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部改正に関する件（海上保安庁四九）　四四
〔官庁報告〕
国家試験
司法書士試験合格者（法務省）　四四
令和五年司法試験合格者（司法試験委員会）　四六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五三
会社その他
会社決算公告　五六

本号で公布された法令のあらまし

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律（法律第七九号）（金融庁）

一　金融商品取引法の一部改正関係

1　有価証券とみなされる権利の範囲の見直し

不動産特定共同事業契約（当該不動産特定共同事業契約に基づく権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）に基づく権利を、有価証券とみなされる権利の定義に含めることとした。（第二条関係）

2　四半期報告書制度廃止

㈠　上場会社に対する期中の業績等の開示について、現在の三か月ごとの開示から六か月ごとの開示に頻度を落とし（四半期報告書制度の廃止）、上場会社に対して、四半期報告書に代わり半期報告書の提出を義務付けることとし、四半期報告書の提出に関する規定を削除することとした。（第五条、第二四条、第二四条の四の七、第二四条の四の八、第二四条の五、第二五条、第二七条、第二七条の三〇の二、第二七条の三〇の六、第五七条の二、第一六六条関係）

㈡　参照方式の届出書、発行登録書類及び発行登録追補書類、半期報告書及び半期報告書の確認書並びに臨時報告書（これらの訂正書類も含む。）の公衆縦覧期間を五年に延長することとした。（第二五条関係）

3　ソーシャルレンディング等のファンドに関する規定の整備

ソーシャルレンディング等のファンドについて、金融商品取引業者等に対し、出資対象事業の状況に係る顧客への情報提供が契約等において確保されていない場合における募集等を禁止するとともに、インターネットを用いて当該ファンドの募集を行う場合について電子募集取扱業務と同様の規定の整備を行うこととした。（第二九条の二、第四〇条の三の三、第四〇条の三の四、第四三条の五関係）

4　標識に記載すべき事項のインターネットによる公表の義務付け等

㈠　金融商品取引業者等は、商号、名称又は氏名等の標識に記載すべき事項について、インターネットにより公衆の閲覧に供しなければならないこととした。（第三六条の二、第六六条の八関係）

㈡　上場会社等の株主は、内閣総理大臣に対し、短期売買利益を得ていると認められる当該上場会社等の役員又は主要株主の商号、名称又は氏名に関する情報の提供を求めることができることとした。（第一六四条、第一六五条の二関係）

5　登録金融機関業務として行うことができる金融商品取引業の範囲の見直し

金融機関が有価証券等管理業務を行う場合に準ずる場合として政令で定める行為を業として行う場合には、金融商品取引法第二九条の規定は適用せず、同法第三三条の二の規定により内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととした。（第三三条、第三三条の二関係）

6　誠実公正義務の削除

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律において、金融サービスの提供等に係る業務を行う者に対して、横断的に、顧客等に対する誠実義務の規定を新設することに伴い、金融商品取引法から、新設する規定と同趣旨の誠実公正義務に係る規定を削除することとした。（第三六条、第六六条の七関係）

7　契約締結前等の顧客への情報の提供等に関する規定の整備

㈠　金融商品取引契約の締結前等における顧客に対する書面交付義務について電磁的方法を含む情報提供義務に改めることとした。

㈡　金融商品取引業者等は、契約締結前に顧客に対し情報の提供を行うときは、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度により、説明をしなければならないこととした。（第三七条の三、第三七条の四、第三七条の六、第四〇条の二、第四二条の七関係）